



理性的人格の実践的判断力と道徳的アイデンティティ： ジョン・ロールズの正義の理論の批判的再構成

著者	藤森 寛
学位名	博士(哲学)
学位授与機関	同志社大学
学位授与年月日	2016-09-15
学位授与番号	34310乙第320号
URL	http://doi.org/10.14988/di.2017.0000016339

博士学位論文審査要旨

2016年7月4日

論文題目： 理性的人格の実践的判断力と道徳的アイデンティティ
－ ジョン・ロールズの正義の理論の批判的再構成 －

学位申請者： 藤森 寛

審査委員： 主 査： 文学研究科 教授 林 克樹
副 査： 大和大学政治経済学部 教授 石崎 嘉彦
副 査： 同志社大学 名誉教授 工藤 和男

要 旨：

本論文は、ロールズの正義論をその「正義の原理」と「正当化の原理」の難点を克服するために解説し再構成する論考である。ロールズは20世紀において正義論を復興させた最も影響力のある政治哲学者であるが、その分多くの批判をも喚起した。論者は、その主要な批判にロールズの立場から応答することを通じて、「特定の基本財」という実質的な説明を含むために普遍性を減じている彼の正義の構想を徹底的に形式化することによって普遍的に適用しうる現実的な道徳的政治的理論へと鋳直そうとしている。諸批判をむしろ活用してロールズの特長を明確にし、さらにその構想を正当化し根拠づけようとする論考の姿勢は意欲的でユニークである。

第1章においては、主著『正義の理論』の構想を確認しつつ、それがカントの道徳的自律を正当化の手続きに重点を置いて解釈し直された「公正としての正義」であることが、その後の諸論文も参照しながら解明される。そこでは、各理性的人格のなかに他者の利害関心にも配慮する実践的判断力が想定されていることが明らかになる。

第2章では、原理と経験的判断との往復によって「公正としての正義」へと近づいてゆく「反省的均衡」というロールズの方法論がとり上げられ、それを通じて、スキャンロンの見出した「理性的に拒否できないであろう根拠のもとで自分の行為を正当化できるようでありたいという基本的欲求」を自他の道徳的人格のなかに確認し、これを新たな正当化の原理として採用する。

第3章は、ハートとセンからの批判を用いて、ロールズの正義の第一原理と第二原理という実質的理論を形式的理論に再構成する必要性を示す。そこから、それぞれに該当する普遍的な道徳理論と特殊的な政治理論という二段階からなる形式的な正義の理論が再構成される。

第4章では、カントをめぐるラーモアとヘンリッヒの議論、ヴィトゲンシュタインを援用して自他の「痛み」をその状態を変えようとする理由の知覚であると解するコースガードの議論、他者を知覚することが承認という要因をもっていると言うシュペーマンの議論、ハーバーマスの討議原理、スキャンロンの道徳的経験の議論などが駆使されて、相互性と一般性の基準に基づく形式的理論としてのロールズの正義論が正当化され根拠づけられる。

本論文の眼目は、「原初状態」と「無知のヴェール」という有名な正当化の手続きに焦点を当てられがちなロールズの正義論を、普遍性を犠牲にしてしまうそれらの実質的な議論から解放して、「公正としての正しさ」という正義の根底にある道徳性に基づく形式的理論として根拠づける点にある。しかも、それを「実践的判断力」ならびに上記の基本的欲求、痛みという他者からの要求に応答する私自身の自覚である「道徳的アイデンティティ」に基づく経験的理論の枠組みのなかで遂行している。このように本論は、多様なロールズ研究・批判を着実に踏まえながらも、それを越え出ようとする新しいロールズ解釈の可能性を示している。論述の生硬さや概念規定の曖昧さ、ロールズ正義論を伝統的正義論の議論全体のなかに位置づける議論が若干希薄である点にはやや難があり、この論点への再反論も当然予想されるが、粘り強い解説と思索に基づく一里塚と見なすことができる。

以上のように、本論文は、博士（哲学）（同志社大学）の学位論文としての十分な価値を有するものと認められる。

学力確認結果の要旨

2016年7月4日

論文題目： 理性的人格の実践的判断力と道徳的アイデンティティ
－ ジョン・ロールズの正義の理論の批判的再構成 －

学位申請者： 藤森 寛

審査委員： 主 査： 文学研究科 教授 林 克樹
副 査： 大和大学政治経済学部 教授 石崎 嘉彦
副 査： 同志社大学 名誉教授 工藤 和男

要 旨：

上記審査委員は、藤森寛氏に対する学力確認審査を2016年6月25日（土）午後2時から約3時間実施した。

総合試験において本学位申請者は、提出された論文の内容に関する口頭試問に対して適切に応答し、論文の意義とその研究水準の高さを明確に示すとともに、主題の背景となる哲学史的な理解についても広範な専門知識を有していることも明らかにした。

また、語学試験（英語、ドイツ語）においても学位申請者が研究上要求される読解能力と運用能力を十分にもつことが確認された。

よって、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認められる。

博士學位論文要旨

論文題目： 理性的人格の実践的判断力と道徳的アイデンティティ - ジョン・ロールズの正義の理論の批判的再構成 -

氏名： 藤森 寛

要旨：

米国の哲学者ジョン・ロールズ(John Rawls)は、1971年に『正義の理論(*A Theory of Justice*)』を発表する。ロールズはこの著作で、「正義の理論」を展開する。正義の理論は、「公正としての正義(justice as fairness)」の構想にもとづく。「公正な正当化の条件」のもとで正当化された規範を「公正」という意味で「正しい」とみなす正義の「形式的」・「手続き的」構想が公正としての正義である。それゆえ正義の理論では、公正な正当化の条件のもとで正当化されている限り、どのような内実をもつ規範であれ、この規範が公正という意味で正しいとみなされる。ロールズの理論は、正義の「形式的理論」である。

だが正義の理論は、形式的理論ではない。正義の理論は「実質的理論」である。ロールズの理論では、公正な正当化の条件のもとで「正義の諸原理」と呼ばれる「実質」が導出されているからである。そこでは、公正としての正義の構想を反映し、公正な正当化の条件を私たちに表象可能にする「原初状態(original position)」のもとで、正義の諸原理と呼ばれる二つの原理が導出されているのである。

ロールズによれば、私たちが、「等しく」、「公正」に代表された正当化の条件のもとで「満場一致」で「合意」すれば、正義の諸原理が、公正な「道徳規範」として正当化される。自分で判断し自分の判断のもとで理由を構築する「理由の道徳的権利」と自分の判断や理由にもとづいて行為する「自由の道徳的権利」を相互に等しく公正に尊重することを要請する「道徳的観点」が、原初状態と呼ばれる公正な正当化の条件である。ロールズによれば、原初状態は、I. カントの「道徳的自律」の構想を手続き的に解釈したものである。原初状態は、カント的な道徳的観点とみなされるのである。

だが「公正としての正義」自体はどのように正当化され、根拠づけられているのか。言い換えれば、原初状態と呼ばれる道徳的観点はどのように正当化され、根拠づけられているのか。ロールズの念頭にあるのは、私たちがそれぞれに信奉する異なった信条や信念の多様性によって特徴づけられた現代社会である。ロールズの言い回しを用いていえば、善き生と生活の理想を生活のあらゆる領域と局面で実現しようとする哲学や宗教、道徳や倫理などの「包括教説」の多様性によって、現代社会は特徴づけられている。ドイツの哲学者ハーバーマス(Jürgen Habermas)の分類のもとでいえば、実践的問題の「倫理的主題」に対する解答の多様性によって、現代社会は特徴づけられているのである。

「私は何をなすべきか」という実践的問いに対する解答を「ある行為をなすべし」という「命令」として根拠づける能力が「実践理性」であるなら、ハーバーマスにならって、実践的問題の三つの「主題」を区別できる。第一は、実践的問題における「実用主義的(pragmatic, pragmatisch)」主題である。この主題においては、任意の目的や目標を前提に、目的や目標の実現のための手段や行為の「合理性」が問われる。ここでは所与の経験的知識のもとで、効率性や確実性といった観点から目的実現のための手段や行為が合理的に選択され、「私は何をなすべきか」という問いに解答が与えられる。

実用主義的問題設定において前提されている目的や目標、これらが前提している価値そのもの

が問題とされ、主題化されることで、実践的問題の「倫理的(ethical, ethisch)」主題が生じてくる。このような問いの具体的事例は、職業選択の問題である。どのような生き方を希望するか、自分自身がどのような人物であり、またどのような人物になることを望むかという、善き生と生活の理想の問題にまで、この問いは先鋭化される。ひとびとの特定の個人としての自己理解、人生設計や個人の性格の理想などの「善」の理想や構想に関するこのような価値評価は、個人の特定のアイデンティティの一部となり、個人の実存的決定を方向づける。ここで「私は何をなすべきか」という問いは、ある行為や決断の、この問いを問う主体にとっての長期的・全体的な「善さ」を問題とする。倫理的な主題においては、「善き」、そして「幸福」な生への道程が問題とされているのである。

異なった善の理想や構想、異なった利害や関心をもつひとびとのあいだの衝突から実践的問題の「道徳的(moral, moralisch)」主題が生じてくる。私の行為が他のひとびとの善の理想や構想、利害や関心と衝突し、「非党派的観点」からみて規制されるべき事態に陥る場合に、実践的問題の道徳的テーマが生じてくる。「道徳的観点」は、異なった善の理想や構想、異なった利害や関心を「等しく」、「公正」に処遇し、異なった理想や利害の衝突を「正しく」解決しようとするのである。

そうであるならば、公正としての正義を受け入れ、道徳的観点を採用することが「私たち」に可能であるか。言い換えれば、異なった善の理想や構想をもつ他のひとびとを、二つの「道徳的権利」をもつ、自分と同じ「理性的人格」として承認することが理性的人格に可能であるのか。可能であれば、なぜ私たちは公正としての正義を受け入れ、道徳的観点を採用するのか。

本論文の目的は三つある。第一は、ロールズの理論を出発点に、異なった善の理想や構想もつ他のひとびとの二つの道徳的権利に等しく公正に配慮することを可能にする「道徳的観点」を、この観点のもとで可能になる「実践的判断力」とともに解明することである。第二は、道徳的観点を採用すべき理由を理性的人格の「道徳的人格」としての「自己理解」に係留することで、道徳的観点とこの観点を可能にする「道徳性」の構想を根拠づけることである。最後に、理性的人格の「道徳的アイデンティティ」に道徳性の構想に係留し根拠づけることで、私たちが道徳的行為へと「理性的」に導く「道徳的動機」を解明することである。本論文のこころみが成功していれば、私たちが道徳的行為へと「理由」にもとづいて動機づける道徳的動機が「経験的理論の枠組み」の内部で解明される。

第一章では、『正義の理論』から1985年の論文「公正としての正義：形而上学的でない政治的構想として(Justice as Fairness: Political not Metaphysical)」にいたるロールズの諸論考を考察する。ここでは、実践的問題の「倫理的な主題」と「道徳的な主題」を区別する「実践的判断力」が、原初状態と呼ばれるカント的な「道徳的観点」のもとで理性的人格に想定されていることが明らかになる。

第二章においては、1971年の著作から1993年の『政治的自由主義(Political Liberalism)』にいたるロールズの諸論考を考察する。ここでは、正義の理論を「経験的理論の枠組み」の内部で正当化する「反省的均衡」の方法が考察される。すなわち、「私たちの道徳的経験や判断」から道徳的観点を「再構成」し、私たちの道徳的人格としての自己理解のもとで道徳的観点を根拠づける反省的均衡の方法が考察される。この考察を通じて、道徳的観点の根底に位置する「正当化の原理」が、この原理のもとで実践的問題の倫理的な主題と道徳的な主題を「実践的」に区別する理性的人格の実践的判断力とともに解明される。この考察は、正当化の原理を「相互性」と「一般性」の二つの基準によって特徴づけ、理性的人格の実践的判断力を解明することで、形式的・手続き的な正当化の原理のもとでロールズの実質的理論を形式的理論として再構成する可能性を明らかにする。

第三章では、ロールズの実質的理論に向けられた諸批判を考察する。この考察を通じて明らかになるように、ロールズの理論は、形式的理論として再構成されるべきである。それも、「公正

としての正しさ(rightness as fairness)」という「道徳性」の構想にもとづく理論として再構成されるべきである。ロールズの実質的理論は、「公正としての正義」という「正義」の構想にもとづく形式的理論としてではなく、「公正としての正しさ」という「道徳性」の構想にもとづく形式的理論として再構成され、展開されるべきなのである。

それゆえ第四章においては、反省的均衡の方法のもとで、「私たちの道徳的経験や判断」から正当化の原理を核心にもつ「公正としての正しさ」という道徳性の構想を再構成する。ここではこの再構成によって、理性的人格の「道徳的人格」としての自己理解のもとで公正としての正しさが根拠づけられ、理性的人格の「道徳的アイデンティティ」のもとで「道徳的動機」が解明される。反省的均衡の方法を援用することで、公正としての正しさという道徳性の構想とこの構想にもとづく道徳的観点が再構成され、理性的人格の道徳的アイデンティティに根拠づけられることで、私たちが道徳的行為へと理由にもとづいて動機づける道徳的動機が「経験的理論の枠組み」の内部で解明されるのである。

「理由の道徳的権利」と「自由の道徳的権利」を自分自身に認めている理性的人格は、「具体的他者」としての他のひとびとに文字通りの意味であるか否かを問わず直面することで、他のひとびとがかかげる二つの道徳的権利の要求の正当性を「理性的」に拒否できない。それゆえ理性的人格は、他のひとびとの二つの道徳的権利を尊重する「無条件的義務」に自己が拘束されていることを理解し、自身の道徳的経験や判断から、相互性と一般性の基準によって特徴づけられた「正当化の原理」を「構成」する。このことで理性的人格は、正当化の原理を根底にもつ道徳的観点と道徳性の構想を、みずからの道徳的人格としての自己理解のもとで「根拠」づけ、「他のひとびとが理性的に拒否できないであろう根拠」という意味で共有可能な理由にもとづいて自分の行為や行為のしかたを正当化したいという「基本的欲求」を「形成」する。ロールズが「道徳的動機づけの原理」のもとで主張するように、「他のひとびとが理性的に拒否できないであろう根拠のもとで自分の行為を彼らに正当化できるようにありたいという基本的欲求を私たちはもつ」のである。